

令和3年12月14日

厚生常任委員会要求資料

福祉子どもみらい局

事務連絡
令和3年12月1日

各都道府県事業（窓口）担当課室 御中

内閣官房 令和3年経済対策
世帯給付金等事業企画室

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における
「子育て世帯への臨時特別給付（5万円相当のクーポン給付）」及び
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る説明会の開催について

日頃から政府の施策に関しまして、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「子育て世帯への臨時特別給付（5万円相当のクーポン給付）」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る説明会を下記のとおり実施いたしますので、御連絡いたします。貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかに情報提供をお願い申し上げますとともに、貴都道府県の職員の御参加もいただけますようお願い申し上げます。

なお、本説明会及び各事業に係る意見等がある場合は、貴都道府県において、別添意見等記入用紙（様式1：「子育て世帯への臨時特別給付（5万円相当のクーポン給付）」に係るもの、様式2：「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係るもの）にてとりまとめの上、原則、12月7日（火）17:00までに御提出ください（提出先は別途御連絡いたします）。

また、締切日以降、追加の意見等がある場合には、随時、御提出ください。

記

- 1 日 時 令和3年12月3日（金）14:00～15:30
 - ・「子育て世帯への臨時特別給付（5万円相当のクーポン給付）」に係る説明：14:00～14:45（予定）
 - ・「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る説明：14:45～15:30（予定）
- 2 対 象 都道府県及び市区町村

- 3 開催方法 一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークを通じてライブ放映を行います。
後日、同機構のウェブサイトにより動画配信される予定ですので、ご覧ください。
(参考 URL) 一般財団法人自治体衛星通信機構 自治チャンネル
<http://www.lascom.or.jp/movie/jichi>
- 4 説明資料 説明会までに別途送付します。
- 5 留意事項 具体的な視聴方法につきましては、貴団体の「地域衛星通信ネットワーク担当課」(主に防災担当部局)に御照会ください。
上記を含め、不明な点につきましては(一財)自治体衛星通信機構 情報企画課 (TEL : 03-6261-1539 FAX : 03-6261-1534) までお問い合わせください。

以上

(連絡先)

内閣官房 令和3年経済対策世帯給付金等事業企画室

・「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係るもの【様式1の提出先】

担当者名 : 泉補佐、加藤主査

電 話 : 03-6910-2019

E-mail : (別途御連絡いたします。)

・「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係るもの【様式2の提出先】

担当者名 : 田中企画官、渡辺主査

電 話 : 03-6910-2034

E-mail : (別途御連絡いたします。)

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
1	1		本給付の趣旨である卒業、入学及び新学期に向けて給付するためには、遅くとも3月までに給付する必要があると認識しております。市民からも速やかに現金支給して欲しいとの要望を数多くいただいております。6月末までにクーポン支給できない限り現金給付を認めないとした理由をご教授ください。	神奈川県	1自治体				
2	1		現金給付が困難な場合、理由書を必要とする根拠をお示しください。理由書の提出が必須であれば、その提出期限も併せてお示しください。	神奈川県					
3	1		理由書の位置づけについて、理由書の内容により国庫補助の可否について審査があるものか、資料として取りまとめるためのものかお示しください。	神奈川県					
4	1		クーポン支給分を現金給付してよいタイミングは国の補正予算成立後速やかに実施してよいかご教授ください。	神奈川県					
5	1		クーポン給付が困難となった場合、事務費削減等に鑑み、10万円を一括支給できる方には支給してよろしいでしょうか。	神奈川県					
6	1		クーポン支給について、都道府県が行うべき事務と市区町村が行う事務の棲み分けについて、明確にお示しください。	神奈川県					
7	1		施設等受給者に対しても使用期限の限られるクーポンで給付することが適切かどうか、疑問があります。	神奈川県					
8	1	6	ネットの活用が困難な対象者への対応について、ID交付方式では自治体窓口等にタブレット端末を設置する旨の説明があったが、クーポン券発行方式(電子)の場合はどのような対応を想定しているかを示してほしい。	神奈川県	2自治体				
9	1	6.8	ID交付方式では都道府県が一定の役割を担うと記載されているが、国が一律で仕組みを構築するようにすれば、経費削減にもなり、国内の転出転入全てに対応可能だと考えられる。	神奈川県					
10	1	8	ID交付方式では都道府県が一定の役割を担うと記載されているが、運用開始後の事業者とのやりとりは都道府県と市町村のどちらが行うかなど、それぞれがどのような役割を担うのかを、より具体的に示してほしい。役割のすみ分けを都道府県と市町村での協議するとなると、採用する方式(クーポン配布、ID交付方式等)の判断、調整のための時間を要し、結果として給付が遅れることが想定される。	神奈川県					
11	1	9	特定公的給付について、「迅速かつ確実な実施のため」と示されているが、令和4年の春頃までの給付開始予定であるクーポン給付が特定公的給付の該当であるのに対し、年内に先行実施予定である現金給付が特定公的給付の非該当であることに矛盾を感じる。	神奈川県					
12	1	10	クーポン給付の趣旨が令和4年春の卒業・入学・新学期の準備であるにもかかわらず、給付開始時期を令和4年6月頃までの許容とするのは、趣旨にそぐわないように感じる。	神奈川県					
13	1	10	クーポン給付に関して、閣議決定では「地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能」としているにもかかわらず、現金給付を認める条件を給付時期による理由のみに限定するのは、閣議決定の内容と矛盾しているように感じる。	神奈川県					
14	1	10	現金給付とした場合について、内閣府に対して理由書の提出を求める旨の説明があり、運用方法は後日知らせるとのことであったが、後日とはいつ頃なのかを示してほしい。	神奈川県					
15	1	3	ID交付方式については、複数市町村が共同して構築することや、複数市町村で利用可能なサイトを都道府県が構築することを想定とのことだが、ヒアリングを行った事業者からは、都道府県単位で実施することが効率的との意見があることから、都道府県単位で市町村が利用可能な専用サイトを構築することを強く要望します。	神奈川県	3自治体				
16	1	10	これまでの情報では、5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うが、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするとしていながら、今回の資料では、令和4年6月末までにクーポンの給付を開始できない場合に限り、現金給付を可とし、理由書の提出を求めるとしていることはいかかなものか。多額の事務費と手間を要するクーポンに対する批判が多い中、子育て世帯への迅速な給付の観点からも現金給付とクーポンの選択は各地方自治体の裁量にゆだねるべきと考えます。	神奈川県					
17	1	10	これまでの情報では、5万円相当のクーポンを原則とした給付を行ない、市町村の実情により現金給付も可とするとしているが、クーポン方式の場合事務量の多大な増加、新型コロナウイルスワクチン接種第3回目との時期の重複、住民からの現金給付を強く求める大多数の意見等により、現金給付を基本とすべきである。	神奈川県					
18	1	-	コロナ禍における対策の一環であるなら、今後発信される文書においては令和2年12月18日付けの厚生労働省健康局健康課予防接種室による事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」で示されたような、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の特命随意契約の規程が適用できることを明示してほしい。	神奈川県					
19	1	5、7	効率的に業務を遂行する側面から、店舗募集・クーポン券・文書の作成送付・換金などの一連の業務を、一括して委託を行うことも想定していいか。	神奈川県					
20	1	5、7	意思確認の通知およびクーポンを郵送をする場合は、対象者宛(児童の父母等)か対象児童宛かそれぞれどちらを想定しているか。	神奈川県					

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
21	1	5、7	共働きが多い世帯が想定されるが、簡易書留が受け取られず自治体に戻ってきた後の運用を示してほしい。	神奈川県	4自治体				
22	1	4、5	電子について、スマホ不所持者への対応策はどのようなものを想定しているか。	神奈川県					
23	1	4	転出者に対して「転出前地域のクーポン券を継続利用」と「クーポン残額を現金交付」とあるが、対象者に応じて異なる取り扱いをするのならば、初めから現金給付を選択肢に含めてもよいのではないか。	神奈川県					
24	1	5	郵送が簡易書留と示されているが、紙のクーポンの想定上限枚数はあるか。	神奈川県					
25	1	5、8	ID交付方式についてはコンベ方式などの記載があるが、クーポン券発行方式については記載がないため、特命随意契約も想定してよろしいか。	神奈川県					
26	1	6	ID方式については、県が市町村の意向を確認することを必須とし、複数の自治体から希望が上がりれば県が主導とする枠組みと決定してほしい。併せて「複数」の定義も示してほしい。	神奈川県					
27	1	8	国がヒアリングを行った事業者とはどのような業種か。可能であれば企業名も提示してほしい。	神奈川県					
28	1	11、12	「対象外のサービス・商品」を明確に提示し、それ以外については可としてほしい。 「対象外のサービス・商品」と「典型例」の示しだと、その中間に位置するものの取り扱いに困るため。	神奈川県					
29	1	12	育児支援サービスとはどのようなものか。保育料・一次保育料・ファミリーサポートセンター・学校の給食費なども想定しているのか。	神奈川県					
30	1	16	国庫補助率100%とあるが、自治体ごとに上限額が提示されるのか。	神奈川県					
31	1	17	現金給付となった場合においても、実施要綱は先行給付(5万円現金給付)とは別に制定が必要になるという認識でよろしいか。また、クーポンの実施要綱の中に現金給付になった場合の条文については、国からフォーマットが示されるという認識でよろしいか。	神奈川県					
32	1	2、10	「地方自治体の実情に応じて可」「6月末までに給付を開始することができない見込みのみ可」の関係性が分かりづらい。「地方自治体の実情に応じて可」とはどのような内容を想定しているのか。 事業開始時における現金給付の選択肢はないということか。	神奈川県					
33	1	10	「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込み」とはどういった状況を想定しているのか。例えば、業者への委託が間に合わず開始することができないなどの理由も可とされるのか。	神奈川県					
34	1	10	理由書の内容によっては現金給付が承認されない場合もあるのか。	神奈川県					
35	1	10	「事情の変更等」とはどのようなものを想定をしているか。	神奈川県					
36	1	10	現金給付となった場合においても、国庫補助から除外されないという認識でよろしいか。	神奈川県					
37	1	10	現金給付となった場合においても、補助対象経費はクーポン給付と同様の認識でよいか。	神奈川県					
38	1		クーポン分の5万円はマイナポータルからの申請のみとし、特別な理由以外の給付は国の直接給付としてほしい。	神奈川県					
39	1	10	現金による給付を許容するケースについて、「令和4年春の卒業・入学・新学期に向けて支援するという本事業の趣旨を踏まえ、令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り、現金給付を可とする。」「その場合には、内閣府に対して理由書の提出を求めることとする。」との記載がある。 市区町村には、日々住民から、「クーポンではなく用途に制限のない現金を給付してほしい」、「報道などされているとおりクーポン給付を行うことで、現金給付とした場合と比較して多額の事務経費が発生するのであれば、事業手法を見直して合理的かつ効率的な事務執行に努めてほしい」といった意見が多く寄せられている状況にあるが、これら住民の声をもって現金給付とすることは可能か。 また、「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合」とはどのようなケースを想定しているのか具体的な事例を示して解説願いたい。	神奈川県	5自治体				
40	1	10	クーポン分について現金給付を実施し、内閣府に理由書を提出したが認められなかった場合には、当該クーポン分に係る国庫補助金は交付されないのか。 また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における「ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする。」という文言を根拠に現金給付が可能と見込み、すでに補正予算措置等してしまった場合は、クーポン事業について改めて補正予算措置等を行う必要があるか。	神奈川県					
41	1	17	ラ回ホサレレニ事業スクンユーリニよるこ、年度木カチの事業始動となるよに充テられるが、市和4年度にア算の執行を伴う場合の繰り越し等の予算対応については、基本的な考え方が示されるのか。もしくは自治体ごとの判断に委ねられるのか。	神奈川県					
42	1	5	クーポン券発行方式(電子発行を含む)となっておりますが、スマートフォンを持っていない方は電子クーポンを使用できないため、併用で紙のクーポンも発行する必要があることから、子育てサービス提供事業者、登録小売店の事務が煩雑になるだけでなく、事業の執行に係る経費が高額になることが想定されます。	神奈川県	5自治体				
43	1	5	クーポン券発行方式については、人口規模が大きい市町村ほど利用可能店舗が多くなる傾向にあると考えられます。そのため人口規模が小さい市町村に在住する子育て世帯では、子育てサービス提供事業者、登録小売店がないといった問題が発生し、不公平な制度となる恐れがあることから、都道府県単位でクーポンを発行することやクーポンではなく現金で給付すべきではないでしょうか。	神奈川県					
44	1	4	クーポン券発行方式について、「対象者が基準日以後に転出した場合は、対象者が以下から選択。～ア 転出先でも転出前地域のクーポン券を継続利用」とあるが、転出先でも使用できるクーポンとは、どのようなものを想定しているのか。また、対象者に選択の権利があるということは、自治体には、クーポンを転出先でも使用できる仕組みを整える義務があるということか。	神奈川県					
45	1	8	ID交付方式について、「都道府県が市町村の支援について一定の役割を担うことが想定される」(1)都道府県の担当課から各市町村に意向を確認～とあるが、この取組は各都道府県の判断に委ねられており、意向の確認がないまま、市町村が単独で動かざるを得ないことも想定されるか。	神奈川県					

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

資料2

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
46	1	10	現金給付を許容する条件として「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り」とあるが、スケジュールの問題ではなく、そもそもクーポンによる給付が困難である場合は許容の対象とはならないのか。	神奈川県	6自治体				
47	1	10	対象者の口座を把握しており、現金による支給が最も迅速かつ簡易な手法であると考えられる状況下で、あえてクーポンによる給付を行うことについて、市民からの意見や問い合わせが多数寄せられている。国でもそのような世論は認識していると思うが、今後方針の転換はあり得ないか。	神奈川県					
48	1	10	新年度に向けて子育て世帯への力強い支援を行うという今般の給付金の趣旨を鑑み、迅速かつ最も利用しやすい形で市民への支援を届けるために現金給付を行うよう、当市理事者から指示が出たところである。報道によれば、他所においても、現金給付の意向を表明する自治体が現れているが、自治体独自の判断により現金給付を行った際にも、補助金の不交付等の不利益が生じないよう、特段の配慮をいただきたい。	神奈川県					
49	1	10	理由書の提出期限は設定されるか。また、理由書の提出後、許可通知のような返答を待つての着手となるか。理由書を提出したものの、内容が認められず国庫補助を受けられないという事態はあり得るか。	神奈川県					
50	1	2, 3	事業趣旨が子育て世帯への支援であり、また、来年春の卒業・入学・新学期を想定したスピード感を要する事業であることから、実施主体を国とし、全国一律での事業実施が望ましい。全国一律での実施が困難な場合は、県単位としてほしい。	神奈川県	7自治体				
51	1	3~5	地域振興の観点からは、地域の小規模事業者が参加しやすいクーポン券発行方式も検討する必要があるが、この方式の場合、換金事務に手間がかかるため、事業者の負担を軽減するための支援策を講じてほしい。	神奈川県					
52	1	6 8 11	ID交付方式においては、国が全国一律の購入専用サイトを作成していただきたい。また、購入対象サービス・商品についても、自治体の判断とせず、全国で統一していただきたい。 【理由】 県や市町村が各々実施する場合は膨大な事務負担や事業費が発生することとなる。また、各自治体で利用開始時期や対象となる商品が異なるなど、地域間での差や不公平感は生むべきではないと考える。 各自治体は対象者の決定、ID付与及び広報等を主に担うなど、国との合理的な役割分担を行うことで、速やかな給付が可能となるのではないのか。	神奈川県					
53	1	10	柔軟に現金給付も可とするなど、地方自治体の実情に応じた制度設定をしていただきたい。 【理由】 令和4年春の卒業・入学・新学期に向けた支援が、本事業の趣旨とことだが、給付開始時期を6月末までとすると、趣旨に沿った使い方はできないため、遅くとも3月には支給することが適切であると考え。 一方、特に指定都市等の大都市においては、給付対象者が多く、クーポンの印刷・送付や、内外の調整など仕組みづくりの時間を要するため、3月の給付は現実的に困難である。	神奈川県					
54	1	4	市単位でのクーポン給付を実施した場合、飲食店や食料品店等は対象となるか。	神奈川県	8自治体				
55	1	10	現金による給付を許容するケースについて、許容範囲等はあるか。	神奈川県					
56	1	12	ID交付方式における購入対象サービスの典型例として挙げられている学習支援とは、具体的にどういったものか	神奈川県					
57	1	17	事業開始等の時期について 3月~4月は転入が多い時期であり、対象者の把握、クーポンの実施方法のばらつきにより対応が難しいため、時期の目安を示してほしい。	神奈川県					
58	1		神奈川県と違う統一のシステムを作るかどうか、統一のクーポンを作るかどうか、そういう考えはあるのか？神奈川県でも市町村の規模が違うので、せめて県内統一(あるいは、政令指定都市を除いた県内統一)を図るべきではないか。	神奈川県	9自治体				
59	1		「クーポンにするか現金にするかは市町村の判断に任せるという報道が先行していることもあり、現金支給を求める声が殺到している。しかしながら、資料を見る限り、現金支給は厳しいと思うが、どうすればよいのか。	神奈川県					
60	1		専用サイトの構築は、既存システムがある市町村であれば、その改修で済むかもしれないが、既存システムのない市町村にとっては、選択肢に加えにくいので、事実上難しい。	神奈川県					
61	1	10,18	12月上旬に、「予算措置を伴わない準備作業開始」とあるが、町の財政状況や人員配置が厳しいため、実際には補助金の交付時期、確定したQ&Aの発出などの詳しい情報がないと着手できない状況であり、2月に町議会で議決をしたと仮定し、R4.6月末までにクーポン給付を開始できるのかの確認がない。この場合、現金給付としてよろしいか。	神奈川県	10自治体				
62	1		小規模自治体の現状を考慮いただき、現金給付の条件を緩和していただきたい。	神奈川県	11自治体				
63	1	10	町民から早期に全額現金での給付を望む声が多く届いていること、商店が少なく子育てに係る商品やサービスを提供できる事業者が少ないこと、ID交付のシステムに対応できる職員が少ないことなどからクーポンではなく現金給付を可としていただきたい。資料の書きぶりでは限定的で遅すぎるので、自治体判断により早期に現金給付できるようにしていただきたい。	神奈川県	12自治体				
64	1	3・11・12	「クーポン券発行方式」にし「ID交付方式」にし、特に単独の自治体で実施する場合には、国はクーポンの使い道を子育て目的に限定するが、具体的な用途は各自治体が自ら決める制度となっているため、特にクーポンで購入できるサービスや商品は、利用者が住む自治体によって異なることとなり、国の制度でもあるにもかかわらず、利用者間で用途に不公平感が生じる懸念がある。 特に「ID交付方式」の場合においては、国が統一のサイトを開設するなどの方策を検討していただきたい。	神奈川県					
65	1	5・7	「クーポン券発行方式」及び「ID交付方式」のどちらにおいても、国が想定する執行方法では、事業実施の中心を事業者への委託としているが、短期間に全国的に行われる業務のため、自治体間で事業者の取り合いになる。ノウハウを持った事業者は、費用効率から人口20万人以下の自治体は受けないなど、自治体の選別を行うことが想定される。人口規模が小さな自治体がスムーズに実施するためには、複数自治体での共同実施にならざるをえないことから、広域的な観点から、国や都道府県によるリーダーシップを期待している。	神奈川県					

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

資料2

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
66	1	8	「ID交付方式」については、「都道府県が～一定の役割を担うことが想定される。」と記載があるとおり、利用者の不公平感の払拭、利便性の確保、事務の効率性の観点からも、広域的な実施が不可欠である。複数の自治体が都道府県に対し、意欲的にリーダーシップを発揮していただくよう、国から強く働きかけていただきたい。	神奈川県					
67	1	10	これまでの内閣等から発せられる報道では、現金の給付も自治体の実情により認めるといことが大きく発せられている。しかし、資料では、来春を目途に給付することとされており、6月末以降の実施になるとの理由書を提出する場合のみ、現金給付を認めるとされている。しかし、利用者からは、現金での給付の判断が、さも自治体に任されているような報道を受け、現金での給付を望む声が非常に多い。さらに、一部には、早急に現金給付を表明した自治体もある。そのような中で、国の制度通りに、来春までにクーポン等による給付をまじめに実施した自治体では、利用の制限を受けることから、利用者から多大なクレームが寄せられることが想定され、その対応を含めた全体の事務負担も膨大になる。事務を実施する自治体に国庫補助を交付し自治事務としての対応を求めるのであれば、内閣等が発した報道にある通り、現金給付を含めた手法について、自治体の裁量で判断できるようにするべきである。もし、その点を資料にある通り原則として認めないものであるならば、明確に、国においては、現金給付を原則として認めていないこと、そしてその理由などを、国民に十分に説明していただき、その制度説明に対する相談窓口を設置するなど、説明責任を果たしてほしい。	神奈川県	13自治体				
68	1	11	接待飲食店、深夜酒類提供飲食店はそぐわないとあるが、昼食や夕食など、表記以外の飲食店への使用は対象になるのか。また、飲食店が対象になるのであれば、食料品購入への利用も対象になるのか。	神奈川県					
69	1	17	スケジュールにおいて、12月中旬に国の補正予算成立、2月に自治体内での補正予算の処理、また、年明け以降、補助金の申請・交付決定等の業務が行われるとなっているが、例えば、国の補正予算成立前に、自治体内での補正予算の処理を実施した場合に、国補助金を受けるに当たっての問題点はあるか。	神奈川県					
70	1	2	対象者が「子育て世帯への臨時特別給付(5万円の先行給付金)と同一」とされているが、「5万円相当のクーポン給付」は令和4年3月下旬からの支給であり、令和3年12月下旬から支給開始となる先行給付金と比べると、支給時期が3か月以上後になる。それにもかかわらず、監護の基準日を令和3年9月30日(令和3年9月分児童手当受給)のままですと、例えば、離婚・離婚協議中等により、令和3年9月1日を事由発生日として監護関係が発生した児童手当受給者(令和3年10月分～)である父母については、同日から児童を監護しているにもかかわらず、その約7か月後に支給される「子育て世帯への給付金」たる「5万円相当のクーポン給付」が支給されないことになるのは、あまりに不当ではないか。給付に当たり基準日の線引きは必要であることは理解するが、せめて令和4年1月分の児童手当受給者等に変更するなど、直近で児童を監護している保護者を救済する手立てを作れないか。(R3.12.8追加)	神奈川県					
71	1	4	クーポン券使用期限は、「使用開始日から6か月の間で自治体が定める日まで」とされています。令和4年3月31日に出生した場合、クーポン券の発行は5月以降になりますが、「使用開始日」は一律で設定すべきでしょうか。それとも、個人又は発行の時期ごとに設定することは可能と考えてよいでしょうか。	神奈川県					
72	1	4	対象者が基準日以後に転出した場合、対象者がア又はイから選択するとあります。基準日以後、既に転出している対象者は相当数存在しますので、転出済みの対象者については、クーポン券送付前にア又はイのどちらを選択するか意思確認しても差し支えないでしょうか。	神奈川県	14自治体				
73	1	10	事業趣旨は「令和4年春の卒業・入学・新学期に向けて支援する」であり、クーポン給付、ID交付方式ともに国としては令和4年3月下旬の使用開始を想定とされています。現金による給付を許容するケースについて、「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合」としている理由を御教示ください。	神奈川県					
74	1	10	理由書には「事情の変更等によりクーポン給付ができなかった特別な事由を記したものとありますが、「事情の変更等」の具体例を御教示ください。	神奈川県					
75	1	5	資料の文言にはないが、配信動画内にて「クーポンも先行給付同様、民法上の贈与契約」という口頭説明があったが、贈与税の対象となるのか? 具体的には、贈与税控除額110万円(国税庁よくある質問No.4410)を超える場合は贈与税がかかるのか?	神奈川県					
76		Q&A(1D交付方式による専用サイトの構築について)	国がヒアリングを実施した事業者の一覧を参考情報として提供していただきたい。また、事業者一覧に加え、専用サイト立ち上げにかかる費用の概算見積などがあれば併せて提供していただきたい。	神奈川県	15自治体				
77	1	6	対象者が基準日以後に転出した場合は、対象者が以下から選択。 ア 転出先でも転出前地域のクーポン券を継続利用 イ クーポン券残額を現金交付(クーポン券、振込先口座等を記載した申請書を送付) とあるが、アに関して自治体を超えた利用をした際、市町村にて独自にホログラム等の偽造防止対策を講じて、他市町村の販売業者が見て本物か見当がつかないのではないか。 また、イに関しては残額の現金交付を一部転出者のみに認めてしまった場合市民から反感があるのではないか。 市内在住者が市外への転出の検討事項に上がってしまうのではないか。	神奈川県	15自治体				
78	1	10	クーポン等を取り扱う事業所の選定等には時間がかかる。また、すでに来春卒業、入学を控えている家庭は既に入学準備等に取り掛かっている状況である。現行のクーポン等では、卒業、入学時に給付ができない。加え、子育てに係るサービスや商品は各家庭によって異なるため、用途は各家庭の判断に任せることが妥当であると判断した。以上のことから現金支給を行うことが地方の実情に沿うものである。	神奈川県	16自治体				

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

資料2

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
79	1	10	(国へ)現金による給付を許容するケースにつきまして、理由書の提出時期、様式をお示ください。あわせて、6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限りとなりますが、6月末までとした考えを具体的にお示ください。	神奈川県					
80	1	10	(国へ)現金による給付を許容するケースにおける理由書の提出につきまして、法的根拠をお示ください。あわせて、現金給付とする場合の国庫補助金への影響をお示ください。	神奈川県					
86	1	10	クーポンによる支給については、特に国が示すような地域限定となるようなクーポンであると、本市のように商業施設が少ない状況の場合、市民の使い勝手が大変悪いものとなるのが容易に想像できます。市民からの声としても、クーポンであると市内消費が難しく、使い道がないとの意見が多数寄せられています。 事務についても、先行給付金の事務と並行する中で、スムーズに市民に対し支給を進めるには、現金での支給が妥当であると考えます。自治体の実情に応じて現金での支給を認めるとのことであるのなら、制限なく自治体の裁量により現金支給を認めていただきたい。	神奈川県	17自治体				
87	1	9	子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)において得た支給情報を、クーポン支給ではなく現金支給であった場合でも「特定公的給付」に該当させていただきたい。先行給付金で得た対象者情報をそのまま使うことができないのであれば非効率であるし、市民にも再度の意思確認(申請等)が必要となる。	神奈川県					
88	1	2	給付時期について…クーポン券給付事業の実施には、準備に時間がかかるため、趣旨としている「卒業・入学準備」には到底間に合わないと考え。令和元年(H31年)に実施したプレミアム付き商品券では、商品券の仕様作成から運用ルールの決定、店舗の公募・決定、販売までに半年近くかかっている。	神奈川県					
89	1	5	偽造防止について…クーポン券の偽造防止の精度が高いものとして、「ホログラム」が挙げられているが、対応可能な会社は限定されると承知しています。「等」にあたる偽造防止がどの程度の精度を求めるのか具体的にお示しいただきたい。	神奈川県	18自治体				
90	1	5	事業者の換金について…令和元年(H31年)に実施したプレミアム付き商品券事業時には、換金に時間を要する等の理由で地域の小売店は参加も少なかった。当時とは違い、コロナの影響で手元に現金がすぐに入らないクーポン券事業は敬遠されるのではないかと。	神奈川県					
91	1	5	換金業務委託について…令和元年(H31年)に実施したプレミアム付き商品券の時に、換金業務の委託を依頼したが、金融機関には断られている。指定金融機関からも外れたいという昨今の厳しい経営状況を考慮すると、今回も同様になると推察される。	神奈川県					
92	1		本町ではクーポン給付は実施せずに、5万円を年内の先行給付とは分けて現金給付したいと考えています。	神奈川県	19自治体				
93	1	10	現金での給付について、自治体の裁量で選択できるようにしていただきたい。 また、現金給付を選択できる条件、理由等については、早急に方向性を示していただきたい	神奈川県	20自治体				
94			事務費の軽減と少しでも早く支給することを考えると、現金給付が望ましい。市民からも要望がある。現金給付が可能か、また国庫補助の対象となるのか、国からの正式通知を待ってから決定したい。	神奈川県	21自治体				
95	1	2	国民に対して給付するクーポン券は、地方自治体によって使用できるサービスや商品に格差ができる。対象者にどのように説明すればよいか。本市の場合は、ランドセルや制服が買えるような商業施設や参考書などを購入できる本屋もないため、市民が身近な場所でクーポンを利用することができない。	神奈川県					
96	1	6	ID交付方式において、国及び県単位で専用サイトを作成し、自治体間の格差を図るべきであることから、国または県単位の専用サイトを任意ではなく、自治体の裁量の余地のない制度として実施すべきではないかと。ヒアリングを行った民間事業者からも都道府県単位でのサイトの構築が効率的との意見があったと記載があったが、市単独で、特に小規模自治体においては、ID方式を実施することは非効率であり現実的な制度設計ではない。	神奈川県	22自治体				
97	1	10	現金給付とする場合、理由書を提出するとあるが、クーポンの給付を開始することができない場合の特別な事由の例示をお願いしたい。	神奈川県					
98	1	12	「一般的に子育て世帯での利用が想定されるもの」との例示があるが、子育て世帯が消費するサービスは大変幅広く、対象事業者の選定が困難である。本市の場合には、飲食店が多く、家族で外食をする場合にクーポン券を使うことも想定できるが、現時点では飲食は想定外であるなど、何をもちて支援の対象とすべきなのか市民が納得する説明が難しい。	神奈川県					
99	1	全体	スケジュールと事業内容を考えると、速やかで効率的かつ地域のニーズに沿った事業の実施は難しい。用途の定めのない現金給付であれば、地域において、それぞれの子育て世帯のニーズに沿った使い方をしてもらえる。子育て世帯にとっては商業施設や地域資源の少ない本市においては、現金の方が有用であると考えます。	神奈川県					
100	1	4	支給に係る事務負担及び経費を考量し、クーポン形式よりも現金による支給が望ましい。また、当町ではクーポンを取り扱う事業も限定され、他市町村の事業者を選定したとしても、町内から遠方になる可能性が高く、利用者の利便性を著しく欠くものとなる可能性がある。	神奈川県	23自治体				
101	1	10	自治体の裁量で現金給付を可能としていただきたい	神奈川県	24自治体				
102	1		来春支給分を現金給付とした場合、国庫補助としての確実な措置をお願いしたい。	神奈川県					
103	1	10	「市町村の実情に応じて現金給付を可とする」とされているが、市町村の実情について明確にされておらず、その判断は市町村において選択できる方法としていただきたい。	神奈川県					
104	1	10	「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り。現金給付を可とする。」とされているが、ここでの特別な事由とは具体的にどのような事由を指すのでしょうか。事由によっては認められない場合もあるのでしょうか。	神奈川県					
105	1	10	現金給付とした場合の支給時期はいつを想定していますか。	神奈川県	25自治体				
106	1	1	5万円相当のクーポン給付の対象者は「子育て世帯への臨時特別給付(5万円の先行給付金)と同一」とされていますが、先行給付金を支給した対象者全員へ積極給付を行っているという解釈でよろしいでしょうか。	神奈川県					
107			来春支給分の補助金交付決定・受入日等はいつを想定していますか。また、先行支給金の補助金のうち、高校生分についての交付決定・受入日はいつを予定していますか。	神奈川県					

(様式1)「子育て世帯への臨時特別給付(5万円相当のクーポン給付)」に係る意見等記入用紙

本日は、会議の御視聴ありがとうございました。説明内容に関する御意見等につきましては、資料番号及び該当ページの明記とともに下記に記述いただけますと幸いです。
 ※ 記載内容について確認したい場合がございますので、ご担当者の氏名、電話番号(直通)、メールアドレスも記載願います。
 ※ 都道府県において取りまとめの上、ご提出いただけますと幸いです。

番号	資料番号	該当ページ	御意見等	都道府県名	市区町村名	御所属	御担当者氏名	電話番号(直通)	メールアドレス
108			配偶者からの暴力を理由とした避難事例(DV)における来春支給分の処理について ・先行支給金はすでに配偶者へ支給決定しているが、来春支給分の支給決定までにDVの申出があった場合、申出者(避難している者)へ支給してよいのか。	神奈川県					
109			現金給付で対応したい。 理由) 本町では令和3年11月から令和4年1月末までの商品券1万円分を中学生以下の児童及び妊婦全員に配付している経験から、現金給付の方が事務費コストを抑えられ、執行までの時間も短くできると考える。また、既に町民からの現金給付での実施についてのご要望が多数寄せられているところであるため現金給付による対応としたい。	神奈川県	26自治体				
110	1	10	「令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り、現金給付を可とする。」とありますが、この給付の卒業・入学・新学期に向けて支援するという事業の趣旨からすると、学校での諸々の集金(指定の物、部活等での集金、修学旅行費の積み立て等)に充てることが子育て世帯では必要と思います。受給する側の子育て世帯の立場では、進級、入学時期に使い勝手が良く利用の幅が広がる現金給付が良いと思われまます。時期も6月までにクーポン券の給付が開始できない場合・・・とありますが、6月では定期的に遅いと思われまます。	神奈川県	27自治体				
111			国の示されるクーポン給付について、その効果が現金給付よりも高いことは理解いたしますが、コロナ禍の現状において本給付の迅速性が求められる中、また子育てに係るサービスや商品を取り扱う事業所が少ない本村の状況を鑑みて、クーポン給付による実施は総合的に評価が高いとは言いがたい、国等による広域的な取り組みがない限りは現金給付への移行を要望します。	神奈川県	28自治体				
112			当町におきましては、現金給付を希望します。	神奈川県	29自治体				
113			当町は非常に小さな町であり、クーポンを使用できる見込みの商店の数も少ないと思われるため、現金給付の方向で検討しております。	神奈川県	30自治体				
114			国からの詳細な制度設計待ちで、意見要望等も詳細が未定の現在特にありません。	神奈川県	31自治体				
115			国の基準等が示され次第、対応を決定していくため、現時点では対応について検討中	神奈川県	32自治体				
116			本山市議会における答弁でもありますが、先行する5万円は、国の予備費であり、来春支給するものは、現在国会において、審議なされているものと考えます。このため、国会が終了した時点で、国から何らかの通知があるものと考えております。しかし、本山市内には、本事業の主旨に適する事業所が少ないため、現金での支給が望ましいと考えます。	神奈川県	33自治体				
117	1		市町村意見においても、現金給付を選択肢とするよう求める意見が多い中で、神奈川県としても現金給付を可能とするよう求める。			福祉子どもみらい局総務室	今村	045-210-3618	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp
118	1		「ID交付方式」を選択した場合、市町村若しくは都道府県が専用サイトを構築することだが、次のような課題・懸念があり、各自治体が専用サイトを構築するのは現実的ではないと考える。 ・専用サイトの構築については、商品・サービス集めも含めて業者に委託することになると思われるが、受託できる業者は比較的限られていると思われ、結局、全国どこの自治体も限られた事業者へ委託することとなり、地方の独自色を出すのは難しいのではないかと。 ・短期間で商品・サービスを用意しなくてはならないが、各自治体が独自にサイトを構築した場合、各自治体間で商品・サービスの取り合いになり、十分な商品・サービスを確保できるのか。 上記のような、課題・懸念、各市町村の事務負担等を考慮すると、各自治体で専門性サイトを構築するのは非効率であると思われるため、国が全国統一サイトを作るべきと考える。	神奈川県	—	福祉子どもみらい局総務室	今村	045-210-3618	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp
119			大手事業者から簡単なヒアリングを実施したが、「ID交付方式」の場合、短期間に大量の商品の調達、配送、資料の印刷等を行わずにはならず、商品の安定的な確保や配送がきかない懸念があるとの意見であった。事業の実施実現性が低く、県内市町村からも現金給付の希望や各市町村には市民から現金給付の意見が多く届いていることから、現金給付とすることはできないか。			福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	長瀬	045-210-4674	teate.415@pref.kanagawa.jp
120	1		「クーポン券発行方式」を選択した場合、多くの店舗の登録を行う必要があるが、短い時間の中では実施が難しい。			福祉子どもみらい局総務室	今村	045-210-3618	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp
121	1		「ID交付方式」について、都道府県でサイト等の構築を行った場合、補正予算の繰越は想定されるか。			福祉子どもみらい局総務室	今村	045-210-3618	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp
122	1		補正予算でなく、既決予算の流用対応も可能か。			福祉子どもみらい局総務室	今村	045-210-3618	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp
123	1		市町村には、住民から「用途の制限のない現金給付をしてほしい」との意見が多く寄せられていることから、多くの市町村は、全額現金給付を認めてほしいとの考えを持っている。 県としては、こうした市町村の意向や、クーポン券の発行に係る事務負担や経費、住民への迅速な給付を考慮すると、今回の事業は、全額現金給付とすべきと考える。 また、国は先行給付の5万円とクーポン相当分の5万円を分割で給付することを前提としているが、市町村の判断で、先行給付の5万円とクーポン相当分の5万円を一括で現金給付する場合についても、国が責任を持って財源措置すべきと考える。	神奈川県	—	福祉子どもみらい局総務室	天野	045-210-3620	fukukosou_kikaku.t7fp@pref.kanagawa.jp